

令和7年度 鋼橋積算基準の改定について

(前) 国土交通省 道路局 国道・技術課 課長補佐 はいしま ひろのぶ
薮島 洋伸

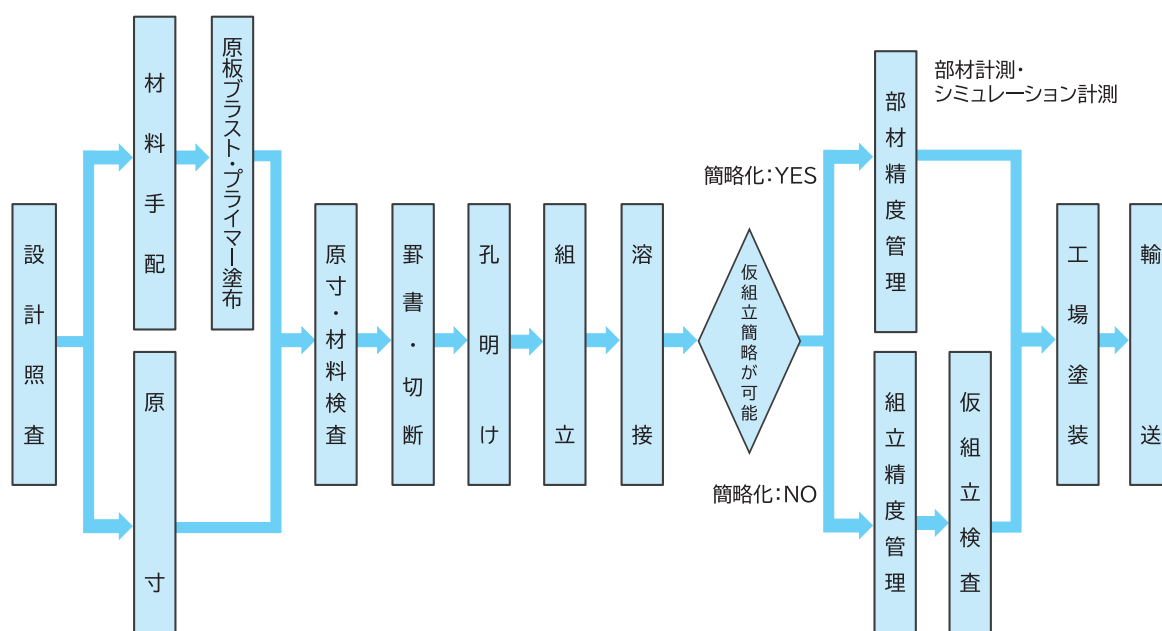
1. はじめに

鋼橋積算基準は、鋼橋製作および架設工事等において請負工事費算定の根拠となる、標準的な歩掛や鋼橋製作工における製作工労務単価（直接労務費）等を設定しているもので、国土交通省が発注する鋼橋製作および架設工事等における予定価格の算定に使用されています。これら積算基準は、適切な積算に資するため、鋼橋製作の現場の実態に即した内容であることが必要です。

国土交通省道路局では、毎年実施している実態調査により、社会情勢を踏まえた労務賃金の上昇や、最新の知見に基づく技術的動向、関連技術基準等を反映させた歩掛の見直しや新たな技術・工法等に基づく改定を行っています。

今回は、令和7年度から適用を予定している鋼橋の製作費のうち、本体製作と附属物製作に関して工数を見直すとともに、鋼橋製作工労務単価を改定しましたので、ここに紹介します。

※図－1に鋼橋製作工の一般的な施工手順を示します。



(注) 上記フローは、本工法の施工手順の一例である。

図－1 鋼橋製作工の施工手順

2. 鋼橋積算基準の改定概要

(1) 鋼橋製作費の改定

鋼橋製作費のうち、本体製作工数、附属物製作工数については、それぞれの製作現場の実態を踏まえ、既存の基準に対して以下のとおり見直しを実施しています。

■鋼床版鈹桁 仮組立工数（人／個）

種別	現行基準	改定
—	3.61	4.17

鋼床版は、死荷重軽減等の点から長大スパンの橋や都市内高架橋の床構造に広く用いられています。



鋼床版鈹桁①



鋼床版鈹桁②

■アーチ 仮組立工数（人／個）

種別	現行基準	改定
—	2.55	2.70

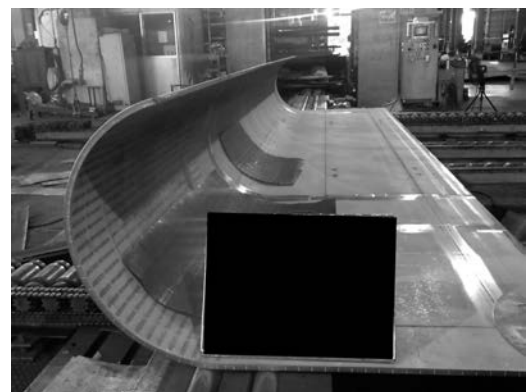


アーチ

■丸型鋼橋脚 加工組立工数（人／個）

種別	現行基準	改定
大型材片	6.39	6.76
小型材片	0.54	0.57

丸型鋼橋脚の加工組立において、大型材片とは、柱部、梁部のフランジ、腹板と、底部の底板とし、小型材片とは、縦リブ、大型材片に付く補剛材、ダイヤフラム、スプライスプレートほか大型部材外の材片になります。



丸型鋼橋脚①



丸型鋼橋脚②



丸型鋼橋脚③

■伸縮継手の標準工数（人 / t）

形式	現行基準	改定
フィンガー形式	11.2	15.3
車道部はフィンガー形式、歩道部は重ね合わせ（踏板）形式	12.2	14.9



伸縮継手

(2) 鋼橋製作工労務単価の改定

工場製作における直接労務単価は次のとおりです。

■直接労務単価（円 / 人）

現行基準	改定
29,500	31,200

鋼橋製作に係る労務者賃金調査は、令和5年度竣工の国土交通省、地方自治体、高速道路会社等が発注した工事の受注実績がある企業を対象に、労務者の給与実態を調査しています。

3. おわりに

今回紹介した鋼橋積算基準については、令和7年4月1日以降に入札書提出締切日が設定される地方整備局等発注の工事から適用となり、国土交通省道路局から各都道府県、政令市宛てに通知するとともに、国土交通省ならびに地方整備局等のホームページに掲載しています。

今回の改定によって、より実態を踏まえた適切な積算が可能になるものと期待するとともに、今回改定に至らなかった工種の実態についても引き続き注視しながら、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（DX）にも対応したプロセスのより一層の合理化と積算基準の充実を図ってまいります。